

日本の投資家が知っておきたい5つのこと インドネシアの雇用創出に関するオムニバス法 について

1. オムニバス法について

2020年10月に新たに制定された「雇用創出に関するオムニバス法」。これはインドネシア国内における企業の営業許可や投資要件に関する複数の規制を合理化、簡素化、一元化させることで、インドネシアの投資エコシステムと雇用創出を改善することを目的とした法案です。

この法案について、各国から歓迎する声明が出されています。

雇用創出に関するオムニバス法は、インドネシアの競争力を高め、豊かな社会になるという国の長期的な夢をサポートするための主要な改革努力である...インドネシアはビジネスのために開かれている」

- 世界銀行の声明

『"日本政府は、インドネシアのビジネス環境を改善する雇用創出に関するオムニバス法の採択を歓迎します...我々は大いに関心を持っています"』

- 経済産業大臣 梶山寛

2020年12月4日のルフト・B・パンジャイタン大臣との二国間会議談の間に。

2. ビジネスライセンス・営業許可の「リスクベース」型アプローチの採用

雇用創出に関するオムニバス法では、ビジネスライセンス・営業許可の取得について「リスクベース」型アプローチという新たな概念を導入しています。これにより、ライセンス・営業許可申請プロセスが迅速化されました。

リスクは次のように分類され、そのリスクに応じた、ライセンスが求められるようになります。

高リスク：NIB（事業基本番号）、ライセンス・コミットメント、パーミットが必要

中の高：標準証明書及びNIB

中の低リスク：NIB及び適用される基準への準拠に関する証明書

低リスク：NIBだけでOK

これまでは全ての事業者に営業許可書が必要でしたが、今後はリスクの低い事業は必要な申請はNIB（事業基本番号）のみとなり、手続きが大幅に簡略化されます。

3. インドネシアにおけるビジネスのしやすさが向上

『工業団地、経済特区、国家戦略プロジェクトへの投資では2時間ほどでライセンスが発行されます。

NIBは1時間以内での発行が可能です。

ライセンスシステムの一元化（オンライン事業許認可システム（OSS）システムの運用）

また、投資前の訪問には訪問ビザが使える、ビザ保証金をデポジットとして扱えます。

これにより国家戦略事業の用地調達のスピードアップが可能になります』

4. 経済特区（SEZ）の開発

中部ジャワ州バタンの経済特区の開発。

中部ジャワ州バタンの経済特区は北ジャワ経済回廊に開発されています。

国際アフマドヤニ空港から50キロ。近くに3つの海港（タンジュンウマス港、ケンダル港 & バタン港）があり、有料道路や鉄道路線が整備され、スマランから1時間とジャカルタから4時間と高い利便性を誇ります。

5. 外国人就業規則と最低賃金を含めた、雇用政策と税制の改善

『これまで厳しかった外国人労働者の雇用に関する規制が大幅に緩和され、次の4つの条件を満たす場合には外国人労働者計画（RPTKA）が免除されます。

- 一定の期間の研究活動に従事する場合
- 職業訓練に携わる場合

- ・ 「技術ベースの」スタートアップ企業を支援し、助成する場合
- ・ 業務訪問の場合

また、これまで大きく上昇してきた最低賃金の計算方法を見直し、州ごとの実質的な経済成長率またはインフレ率をもとに算出し、各地域の実態に沿った最低賃金を設定できるようになりました。

退職金については、以前の制度に比べ約40%低下するように設定されています。これにより経営の負担を大きく抑制することが可能になりました。

新たな税制

インドネシアに進出する企業がビジネスを行いやすくなるよう税制も改革されます。

- ・ 法人所得税の税率は段階的に引き下げられます。2020年から2021年に22%に引き下げ、2022年には20%まで引き下げられる方針です。
- ・ 配当金に対する国内所得税が廃止されます。
- ・ 税制上の優遇措置としては、法人所得税便宜、法人所得税一時減免、投資控除を受けることができます